

大都市における地震等への災害対策や復旧・復興に関する

指定都市市長会提言

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震は、4名の尊い命を奪うとともに、多くの負傷者や住家、道路等の都市インフラの損壊を生むなど、甚大な被害をもたらしました。

今回の地震ではブロック塀の安全確保や帰宅困難者対策など大都市ならではの課題も明らかになったことから、今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害に備え、インフラ施設等の強靱化等、安全・安心を確保するための施策を推進する必要があります。

また、被害に遭われた方の早期の生活再建を進めるため、適切な支援が図られるよう、被災者の実態を踏まえた支援制度の見直しが必要となっています。

指定都市市長会として、大規模災害に備えた安全確保の推進や災害からの早期の復旧・復興を図るため、以下のとおり提言します。

1 ブロック塀等の安全対策

(1) 学校施設のブロック塀等の安全対策の支援

学校施設のブロック塀等の安全対策について、早急に財源を確保するとともに優先採択事業に位置づけること。また、交付金の算定割合の引上げや補助対象事業費の下限額（1校当たり400万円以上）の撤廃、緊急な工事や過年度に支出した調査費用等についても補助対象となるよう柔軟な対策を講じること。

(2) 学校施設以外の公共施設のブロック塀等の安全対策の支援

学校施設以外の公共施設のブロック塀等の撤去・改修などの安全対策について、各自治体における取組みが推進されるよう、国の施策における防災上の配慮事項にするとともに、財政支援を含め、対策を講じること。

(3) 民間所有のブロック塀等の安全対策の新たな助成制度

民間所有のブロック塀等の安全対策について、各地方公共団体が実施する助成制度にかかる財源を安定的に確保するとともに、利用しやすく所有者の負担を更に軽減する新たな助成制度を構築する等の対策を講じること。

2 災害救助法における救助範囲の拡大

罹災証明書は、災害救助法で「救助」として規定されている被害住宅の応急修理、生活必需品の給与又は貸与、応急仮設住宅の供与などの実施に不可欠であるため、その交付等罹災証明関連業務も災害救助法又は同法施行令に規定する救助の種類に加えること。

3 被災者の生活再建支援制度の見直し

支給対象者を全壊、大規模半壊に限定せず、半壊、更には一部損壊のうち、障害者手帳所有者を含む世帯、ひとり親世帯又は市町村民税非課税世帯といった特に配慮を必要とする世帯、被害の程度が大きい世帯及び宅地被害についても支援金の支給対象とすること。

4 統一的な被災者支援システムの導入

自治体間における円滑な応援及び受援による迅速な被災者支援等を行うために住家被害認定調査や罹災証明書の発行、被災者の情報管理（被災者台帳の整備）に活用できる全国統一的なシステムを導入すること。

5 災害に強いまちづくりの推進

(1) 上下水道施設等の耐震化に対する支援

上下水道管路・施設や道路、公営ガス管路等の耐震化を推進するため、技術的支援や必要な財政支援を行うこと。

(2) 電気・ガス等民間事業者に対する指導

管路や施設の耐震化などによるガス・電気等ライフラインの更なる強靱化を指導・監督すること。

(3) エレベーターの地震時管制運転装置の設置促進

地震発生時、エレベーター内に閉じ込められる者を減少させるために、2009年に設置が義務付けられた地震時管制運転装置の設置の更なる促進に必要な措置を講じること。

6 適切な情報提供などの推進

(1) 訪日外国人旅行者等の安全確保に対する適切な情報提供

増加する訪日外国人旅行者等及び障害その他の理由により、必要な情報を円滑に提供できない方の安全を確保するため、適切な情報提供の推進を図ること。

(2) SNS等による誤った情報の拡散への対策の充実

SNS等による誤った情報の拡散による混乱を回避するため、災害時に信頼できる情報の収集や提供の在り方について検討すること。

7 帰宅困難者対策の充実

(1) 一時滞在施設の確保等の推進

帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保のため、備蓄物資確保の推進に係る財政支援を行うこと。併せて、一時滞在施設の運営に関し、施設管理者の責任範囲についてより明確にする必要があり、法制度上の担保も含めそのルール作りを行うこと。

(2) 鉄道等の適切な運行情報の提供

災害時の鉄道等の運行に関して、JR や私鉄等の路線を網羅した情報等の発信の在り方について、国においても検討すること。

平成30年7月23日
指定都市市長会